

土岐市定住促進奨励金について

定住人口の増加を図り、活力あるまちづくりを進めるため、定住することを目的とした住宅（対象住宅）を購入された方に奨励金を交付します。



1. 対象者

以下の全てを満たす方が対象となります。

- ① 土岐市に転入した日の前日から起算して過去1年の間、または転入した日から起算して5年を経過した日までに購入した対象住宅に居住した方
- ② 共有で購入した場合、申請者世帯の合算した持ち分が2分の1以上ある方
- ③ 転入前3年間土岐市に住所のない方
- ④ 対象住宅を購入した年度の4月1日現在の年齢が50歳以下の方
- ⑤ 世帯員全員に市税等（前居住地での市区町村税を含む）の滞納がない方
- ⑥ 対象住宅を取得した日または土岐市に転入した日のいずれか後の日から6カ月以内に交付申請が可能な方

※ ①の「住宅を購入した日」は登記上の原因の日付、「転入した日」は住民票の住民となった日となります。

2. 奨励金の額

奨励金の額

25万円

3. 申請方法・期間

『土岐市定住促進奨励金交付申請書』に必要事項を記入・押印の上、「4. 必要となる書類」を添えて市役所まちづくり推進課へ提出してください。

申請期間は、「対象住宅を購入した日」、「土岐市に転入した日」のいずれか後の日から6ヶ月以内となります。期間を過ぎた場合は、申請できません。

4. 必要となる書類

- 世帯全員分の記載のある住民票の写し
- 工事請負契約書又は売買契約書のコピー
- 建物登記事項証明書（コピー可）
- 対象住宅の建物平面図（間取図）のコピー
- 世帯全員分の転入前の市区町村における市税等の滞納がないことの証明書（課税がない場合は直近の非課税証明書）※ 義務教育終了前の子は除く
- 誓約書及び同意書

5. 奨励金の交付

申請書提出後、市による審査を行い、交付決定通知書により申請者に通知します。通知を受理後、『土岐市定住促進奨励金交付請求書』に記入・押印の上、市役所まちづくり推進課へ提出してください。

交付請求書を市で確認した後、指定された口座へ奨励金を振込みます。

※ 不交付の場合は、不交付決定通知書により申請者に通知します。

6. 奨励金の返還

奨励金の交付後、正当な事由がなく対象住宅の所有者が第三者に変更されたときや対象住宅に居住しなくなったときは、交付決定の日から起算して、期間に応じた額（子どもの加算額を含む。）を市に返還していただくことになります。

- | | | |
|---|--------------|------------|
| ① | 交付決定の日から1年以内 | 奨励金の全額 |
| ② | // 1年を超え2年以内 | 奨励金の3分の2の額 |
| ③ | // 2年を超え3年以内 | 奨励金の3分の1の額 |

※ 虚偽の申請及び不正な行為が判明したときや市長が必要と認めるときは、期間に関わらず奨励金の全部又は一部を返還していただくことがあります。

【問合せ先】

〒509-5192 土岐市土岐津町土岐口 2101 土岐市まちづくり推進課
TEL : 0572-54-1111 (内線 312) E-mail : machisui@city.toki.lg.jp

